

令和 8 年度 福島県スキー連盟公認大会

【第 7 8 回福島県総合スポーツ大会スキー競技会実施要項】

1 開催の趣旨

福島県総合スポーツ大会は、県民総合参加のスポーツ大会を通してスポーツに親しみ、スポーツ精神の高揚に努め、健康増進と体力の向上を図り、本県スポーツの振興と文化の発展に寄与するとともに県民生活をより明るく豊かにしようとするものである。

2 主 催 (公財)福島県スポーツ協会・福島県・福島県教育委員会・福島県高等学校体育連盟 福島県中学校体育連盟・福島県スポーツ少年団・福島県スポーツ推進委員協議会 福島県スポーツ指導者協議会・猪苗代町・猪苗代町教育委員会

3 主 管 福島県スキー連盟

4 協 力 陸上自衛隊福島駐屯地

5 会 場 猪苗代スキー場ミネロ 猪苗代町クロスカントリーコース 山形県蔵王ジャンプ台

6 日程及び種目 別紙のとおり

7 参加資格

(1) 国民スポーツ大会の選手選考については、第 80 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会実施要項に準ずる。

(2) 日本国籍を有す者であることとするが、選手及び監督のうち、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(3) 国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に第 7 8 回又は第 7 9 回大会(都道府県大会含む)において選手及び監督として参加した者は異なる都道府県の参加することはできない。

(4) 選手と監督の兼任は、同一種別内限る。

(5) 選手及び監督は回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。

(6) 選手及び監督は回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

(7) 選手は必ず健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。また、ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

(8) 選手の年齢基準

① 成 年

ア 成年男子の種目別における参加資格は次のとおりである。

A : 1999 年 4 月 2 日から、2007 年 4 月 1 日までに生まれた者 (18 歳以上 26 歳未満)

B : 1991 年 4 月 2 日から、1999 年 4 月 1 日までに生まれた者 (26 歳以上 34 歳未満)

C : 1991 年 4 月 1 日以前に生まれたもの (34 歳以上)

ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子 A は 27 歳未満(1998 年 4 月 2 日以降に生まれた者)、成年男子 B は 27 歳以上(1998 年 4 月 1 日以前に生まれた者)とする。

イ 成年女子の種目別における参加資格は次のとおりである。

A : 2001 年 4 月 2 日から、2007 年 4 月 1 日までに生まれた者 (18 歳以上 24 歳未満)

B : 2001 年 4 月 1 日以前に生まれた者 (24 歳以上)

② 少年男子及び少年女子

2007 年 4 月 2 月から 2011 年 4 月 1 月までに生まれた者。

別記 1 [国民スポーツ大会ふるさと選手制度]

(1) 成年種別に出場する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項〔本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等)〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- ア 居住地を示す現住所
- イ 勤務地
- ウ ふるさと

(2)「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

- (3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準細則第3項－(1)－1－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- (6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (7) 参加する選手は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、福島県スキー連盟に提出する。

別記2「一家転住等」に伴う特例措置

転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国民移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1－③）抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象者は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じ下記の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会に、参加することができる都道府県は次のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3

アルペン種目については、少年（チルドレン含む）及び成年ともにカテゴリーのルールに基づいたマテリアルの使用を原則とする。

- 8 表 彰 優勝・2位・3位の団体、個人に賞状を授与する。
- 9 競技規定 公益財団法人全日本スキー連盟競技規則最新版による。
- 10 参加申込
 - (1) 申込締切 令和7年12月22日（月）17時

(2) 申込様式 福島県スキー連盟所定の様式による。
個票は、区分ごと、成年A、B、C、少年、男女別に一枚ずつ記入ください。

(3) 申 込 先 〒969-3133 福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島 2 6 - 2
第 7 8 回福島県総合スポーツ大会スキー競技会事務局 (☎0242-62-4504)

(4) 参 加 料 4,000 円 (振込票の写しを添付すること。)
クロスカントリーリレーは別途、追加事項のとおり
マスターズは別途申し受ける。

参加料振込先：大東銀行猪苗代支店 (普通預金) 1 3 0 4 1 9 6
ゆうちょ銀行 記号 1 8 2 7 0 番号 3 7 2 4 1 6 5 1
郵便振替 0 2 1 7 0 - 9 - 8 2 5 4
福島県スキー連盟 会長 阿部 和博

※ 悪天候等による大会が中止になった場合、必要経費として競技参加者 1 名につき 500 円を徴収する。

(5) 抽 選 令和 7 年 1 2 月 2 3 日 (火) (クロスカントリー) 大会事務局で行う。
アルペン種目については、S A F ポイントを採用する。

11 宿 泊 宿泊の斡旋は行わないので各自対処すること。

12 国民スポーツ大会選手選考について

- (1) 第 80 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会実施要項の総則及 S A J 実施要項により原則として本大会に出場した優秀選手をもって有資格者とし選考する。
- (2) 福島県スキー連盟が認めた選手は、選考することができる。
- (3) 次に該当する選手は選考されない。国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会、第 7 9 回又は第 7 8 回大会 (都道府県予選会を含む) に本県以外の都道府県を代表して参加した者。ただし、「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者及び結婚、離婚により所属を変更した者はこの限りではない。
- (4) 本選出場者は、大会参加 1 年前以内に日本スポーツ協会が指定するアンチ・ドーピング教育を受講をすること。
- (5) 第 80 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に参加する選手は福島県代表選手としてふさわしい者とする。

13 大会参加について

- (1) 監督会議にはチーム代表は必ず出席すること。
- (2) アルペン種目参加選手は、当日 8 時までに会場に集合し、ビブを受け取ること。
- (3) アルペン種目参加選手は、S A F 競技者管理登録をすることが望ましい。
- (4) 参加選手は任意の傷害保険 (スポーツ安全協会傷害保険等) に必ず加入すること。
- (5) 傷害が発生した場合は、応急処置は行うが、以後は各自の責任において行うものとする。
- (6) 申込一覧の表には、必ず大会中の連絡先 (携帯電話等) または宿舍名 (電話番号等) を記入のこと。

13 その他

- (1) アルペン競技、クロスカントリー競技共に降雪状況などにより変更が生じる場合は、監督会議またはチームキャプテンミーティングを開催し周知するとともに、公式掲示板に表示する。
- (2) 本連盟が公認するすべての大会において、フッ素成分を含むすべてのワックスの使用を禁止する。
※C8/PFOA に限らず、フッ素成分を含むすべてのワックスが対象